

温泉に必要な掲示

- ・温泉利用事業者は以下の事項を、施設内の見やすい場所に掲示しなければなりません。
- ・登録分析機関が実施した最新の成分分析結果に基づき掲示する必要があります。
- ・以下の事項の他に、療養泉の場合は、最新の分析結果一般的適応症や泉質別適応症を掲示することもできます。

- ① 源泉名
- ② 温泉の泉質
- ③ 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度
- ④ 温泉の成分
- ⑤ 温泉の成分の分析年月日
- ⑥ 登録分析機関の名称及び登録番号
- ⑦ 浴用又は飲用の禁忌症
- ⑧ 浴用又は飲用の方法及び注意
- ⑨ 加水する場合は、その旨及びその理由
- ⑩ 加温する場合は、その旨及びその理由
- ⑪ 循環(又は循環ろ過)利用する場合はその旨及びその理由
- ⑫ 入浴剤を加える場合は、入浴剤の名称及びその理由
- ⑬ 消毒して利用する場合は、消毒方法及びその理由

(掲示例)

- ・温泉分析書
 - ・温泉分析書別表
 - ・次ページの様式
- を掲示すれば、全ての項目を満たします。



(根拠法令: 温泉法第 18 条第 1 項・第 2 項、温泉法施行規則第 10 条)

《温泉成分の再分析と掲示内容の変更について》

- ・成分分析は10年毎に再分析を行い、その結果に基づき30日以内に掲示内容を変更しなければなりません。
- ・掲示内容を変更する場合は、あらかじめ神戸市に届出が必要です。

(根拠法令: 温泉法第 18 条第 3 項・第 4 項、温泉法施行令第 1 条)

《問合せ先》
神戸市健康局環境衛生課

＜温泉法第18条第1項に基づく掲示＞

温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度	℃	
温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及び理由	<input type="checkbox"/> 加水する 理由：	<input type="checkbox"/> 加水しない
温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及び理由	<input type="checkbox"/> 加温する 理由：	<input type="checkbox"/> 加温しない
温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨及び理由（ろ過を実施している場合はその旨を含む）	<input type="checkbox"/> 循環させる <input type="checkbox"/> 循環ろ過させる 理由：	<input type="checkbox"/> 循環させない
温泉に入浴剤を加え、又は温泉消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒方法及び理由	<input type="checkbox"/> 入浴剤を加える 入浴剤の名称： 理由：	<input type="checkbox"/> 入浴剤を加えない
	<input type="checkbox"/> 消毒する 消毒方法： 理由：	<input type="checkbox"/> 消毒しない

※最新の温泉分析書、温泉分析書別表と合わせて掲示すること